

# 退職予定者年金相談会のお知らせ

現在の共済年金制度は年齢による定額

部分の支給開始年齢の引き上げ、加給年

金額の改定、年金外所得による一部支給

停止、雇用保険法による失業給付との調

整、複数年金との併給調整、65歳到達に

よる老齢基礎年金（国民年金）および本

来支給の退職共済年金の請求等、複雑に

なっており、退職後も報告や請求が必要

となっています。

このため、これらのことについてご案内するとともに、将来の生活設計の一助としていただきため、本年度も退職予定者年金相談会を実施します。

参加を希望される方は、各所属所の共済事務担当者までお申し込みください。

なお、共済組合への申込締切日は6月30日ですが、各所属所で取りまとめての申し込みとなりますので、各所属所の締切日についてはそれぞれの共済事務担当者までお問い合わせください。

- ④複数年金の併給調整、年金外所得による  
繰上げ
- ③退職共済年金および老齢基礎年金の一部
- ②退職後の年金額の推移（老齢基礎年金制度を含む）
- ①年金額試算書による退職時の年金額の提示

## 実施要領

### 1. 対象者

平成18年度退職予定の57歳以上の組合員および57歳以上の元組合員（既退職者）

（元組合員は退職共済年金が未決定者に限ります）

### 2. 実施期間

平成18年8月1日から平成19年1月31日までの間で原則として所属所単位で実施（2カ所以上の所属所による合同開催も実施しています）

### 4. 個人情報の取り扱いについて

年金相談会に提出していただく資料としての「年金相談個人情報」につきましては、相談会において作成する基礎資料と退職共済年金決定時における確認資料として使用することとし、個人に関する大切な情報として取り扱うこととします。なお、配偶者の情報につきましても同じ取り扱いとします。

### 5. その他

老齢基礎年金の年金額も提示しますので、公務員以外の公的年金制度（国民年金・厚生年金等）に加入されたことのある方は、その制度の加入期間確認通知書を社会保険事務所等に交付請求していただき、各所属所の共済事務担当者にお渡しください（交付まで1ヶ月から2ヶ月かかりますので、早めに交付請求の手続きをお願いします）。

年金の一部支給停止等の年金制度の説明  
⑤退職後の健康保険について  
⑥参加者からの質疑応答